

大館市適正入札・契約推進委員会

令和2年度 第1回定例会議事録（概要）

■日 時：令和2年7月2日（木）午後3時00分～4時05分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）

伊藤 治兵衛 （弁護士）

佐藤 昭男 （学識経験者）

斉藤 留美子 （関係業界代表／建築士）

名村 伸一 （内部委員／大館市副市長）

※【欠席】：虻川 正裕 （内部委員／大館市総務部長）

■ はじめに（略）

1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和2年度 第1回目の定例会を招集いたしましたところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、虻川委員から欠席の連絡を頂いておりますが、委員6名中5名の出席を頂いておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいま事務局から報告のありましたとおり、委員定数 6名中5名の委員が出席されており、過半数に達しておりますので、要綱第5条第3項の規定により会議を開会いたします。

なお、本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を「公開」と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、インターネットを通じて、会議の概要を公表しますのでご承知置き願います。

3. 審査

① 入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の「資料1」1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和元年度下半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別としては、「建設工事」、「測量及び建設コンサルタント等業務」、「物品調達」、そして「役務提供」の4つに分類しております。

次に、この4分類を更に入札方式別に区分しております。平成30年度から「建築工事」及び「測量及び建設コンサルタント等業務」に電子入札を導入したことに伴い、この2業種では、

- ◎ 条件付き一般競争入札
- ◎ 公募型指名競争入札
- ◎ 通常指名競争入札
- ◎ 随意契約

の4方式、「物品調達」及び「役務提供」では「条件付き一般競争入札」を除く3方式に分類しております。

なお、随意契約については、250万円を超える契約のみを掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、普通契約と分けて記載しております。

【資料1】の2ページ欄外に落札率について注釈を記載しておりますが、普通契約の落札率は、契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は、落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、令和元年度下半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

■ 最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は10回執行され、件数は34件で、全ての案件が落札され、契約金額は5億1,700万円でした。

公募型指名競争入札は、総合病院分1件分のみで、契約金額は1,200万円となっております。

通常指名競争入札は、時間的余裕のなかった発注1件のみで、契約金額は500万円となっております。

随意契約は7件、2,600万円で、前年度に比べて件数、契約額とも減少しております。

建設工事全体では、前年度に比べて件数で22件減少の43件、契約金額でも35億8,800万円減少し、5億6,200万円と、大幅な減少となりました。減少の主な要因としては、前年同時期に、本庁舎建設に関する工事の発注があったことのほか、全体的な発注件数の減少に伴うものであります。

なお、建設工事の落札率については、前年同期比4.6ポイント減少し、95.0%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてですが、トータルでは前年同期比で、件数が4件減少の5件、契約金額では9,500万円減少し2,500万円となりました。これは前年同時期に、本庁舎建設工事監理業務、大館工業団地拡張に伴う調査・設計業務の発注があったことによるものであります。

落札率は、4.5ポイント減少し91.0%となっております。

- 物品調達では、発注件数が前年同期比で、件数が9件減少の25件、契約金額も1,300万円減少し6,600万円となっております。減少の主な要因は、前年同時期に、秋田犬の里什器等や総合病院の超音波診断装置の発注があったことによるものであります。

落札率については、普通契約で0.5ポイント増加し91.0%、単価契約では0.8ポイント増加し92.1%となっております。

- 次に、【資料1】の2ページになりますが、役務提供については、発注件数がほぼ同数の42件、契約金額では2億9,900万円減少し5億1,100万円となっております。

減少の主な要因は、前年同時期に、基幹業務システムに関するものや、総合病院における院内保育所管理運営業務等、5カ年に及ぶ長期契約の発注があったことによるものです。

今期における大型契約としては、総合病院の物品流通管理業務の長期契約、旧正札竹村高濃度PCB廃棄物処理業務などが挙げられます。

落札率については、普通契約で1.1ポイント減少し97.5%、単価契約では3.8ポイント増加の77.8%となっております。

- 以上により、令和元年度下半期の総件数は115件で、前年同期比34件の減少となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、11億6,600万円で、39億9,400万円の大幅な減少となりました。また、総トータルの落札率については、普通契約で95.8%で、前年同期比3.4ポイント減少、単価契約では84.9%と、2.3ポイント増加しております。

令和元年度下半期の入札・契約の運用状況について、説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の【資

料2】「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

また、4月に組織機構改革があり、農林課が農政課、林政課の2つに分かれております。本日は、昨年度の下半期にかかるものですので、【資料2】右端の発注課欄は、農林課のままとなっております。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 【資料2】10頁のコンサルタント等業務の落札率について、1番が100%、2番が95.4%、3番が100%となっております。2番は市内業者で、1番と3番は市外業者であるが、落札率から推測して、市内業者と市外業者の契約に対する考え方の違いがあるのでしょうか。

事務局： 随意契約の落札率100%の案件は例年あります。随意契約の落札率100%の主な理由としては、予算獲得時に複数の業者から見積りを徴収した上で、積算根拠のある業務は見積書を参考に再度積算し予定価格を算定しておりますが、1番の計画作成業務や3番の調査業務については、一律的な積算根拠がないので、参考見積を精査して予算要求し予算を確保しているのが実情です。その予算額をもとに、前年度参考見積書を徴収した業者から、再度、契約のための見積書を徴収した場合に同額となることが多々あります。また、2番目の市内業者の建築コンサルタントですが、昨年5月に3者による入札で(有)アトリエ建築設計室が、同建物の耐震診断業務を落札しており、耐震改修工事の実施設計に関しても、診断を実施した業者と契約した方が再解析費用や業務期間の短縮となるなどの理由から、第2号による1者随契としたものです。

これに関しては、実施設計費の算出にあたって、特殊な木造建築物の耐震改修ということで、まちづくり課の技師が情報収集し自ら積算し予算要求しているため、予定価格と契約用見積額に差が生じ、落札率100%とならなかったと思われます。

委員A： 担当課によって、この随意契約に対する意識の違いがあると思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 随意契約は、第5号緊急の必要により競争入札に付することができない場合を除くと、ほとんどが第2号の性質又は目的が競争入札に適しないものを理由としているため、通常は市内業者1者を指名し随意契約としています。もし、これが市内にいなければ、県内、東北、全国と範囲を広げることとなりますが、地元優先となりますと、どうしても1者随契になるのかなと思います。

委員A： 庁舎内の各課で、随意契約に対する意識の統一が出来ているのでしょうか。

事務局： 随意契約に対する考え方は担当課によって違いは無いと思います。随意契約といっても、

測量・建設コンサルの関係とその他の案件は別であり、測量・建設コンサル等業務については統一されております。ただ、市内業者で出来ない業務等については、市外業者に見積書を徴収して、それを精査して予算額を確定させている。それをもとに、再度見積書を徴収すると予算額と同じであったということはありません。また、同じコンサル業務でも市職員が積算し委託設計書を作成した業務については、随意契約したい業者から見積書を徴収した場合に予定価格よりも下がってくるということはありません。これらのことから、市の外部だから内部だからの意識のズレはありません。

委員A： 今、なぜこのお話をしたかと言いますと、前回もお話ししましたが、随意契約の場合、落札率100%で契約している場合がほとんどである。随意契約の場合は、今お話しがあった第2号の特殊性があるものや、第5号の緊急性があるものに限られていますが、落札率100%ということについて、前々から疑問なところがありまして、通常民間では、出された見積り額の100%で契約というのはあり得ないので、この様なお話しをしました。例えば、県の方で随意契約に対して何か対処していることはあるのでしょうか。

事務局： 随意契約については、県や県内の他の自治体も同じだと思いますが、工事やコンサルタント業務以外の予定価格は公表していないため、それ以外の随意契約の落札率が何パーセントになっているのか知りえない状況にあります。

委員A： 大館市だけ特別に落札率100%が多いわけではないのですね。

事務局： そうだと思います。

委員A： いずれにせよ、民間では100%というのは考えられないことなので、今後は随意契約の、たとえ特殊性の案件であっても、徴収した見積書に対して落札率100%の契約額になることが、出来れば無い様な方向で考えられないものかなと思います。難しいでしょうか。

事務局： 随意契約に限らず入札においても、前年度に複数者から予算要求用の参考見積書を徴収し、その平均額や最低額で予算化となり、その翌年度に参考見積書を出した業者が入札に参加し、一番安い見積書を提出した業者が落札すると、落札率が100%となることがあります。

委員A： そういうこともあるかと思いますが、随意契約で契約した方と入札で契約した方とでは、格差や不公平感が生じるではないかと思います。

委員B： 随意契約には様々な理由があるでしょうから、適切に処理していただければ良いかと思います。

事務局： 時間的余裕があれば、エリアを広げてでも入札するのが一番良いと思います。最近、時間的余裕があれば、プロポーザル方式を採用し、金額だけではなく業者のアイデアや多少高くても良い物を採用するような考え方になってきている。もちろん、予定価格以下であることが条件となります。各課の担当者の考えは極力、随意契約はしたくない方向であるが、どうしても随意契約をしなければならない状況もあるというのが実情です。

事務局： 現在、工事・コンサルに関しては電子入札をしているので、より透明性を確保する様な流れを作っていくのが、今後の課題だと思います。

委員A： 大変分かりやすい説明有難うございました。

将来に向けて、様々な取組みを考えられているということや、各課も随意契約を極力したくないということを知り、ほっとしました。今後は、より透明性のある入札制度で大館市が進んで頂ければ良いと思います。

委員B： 同じ随意契約の件ですが、【資料2】16頁の物品調達2番からの教師用教科書・指導書・指導用教材等の随契理由が第2号で落札率100%となっているが、これは毎年のことですか。

事務局： この随契理由ですが、令和2年度の小学校指導要領の改正により教科書の改訂が行われ、使用する教科書・指導書等が、県により取扱業者が指定され、単価も決められているため、1者随契の落札率100%となっております。

委員B： 【資料1】1頁の建設工事の落札率が前年度の99.6%から95.0%、建設コンサルタント業務が95.5%から91.0%で、どちらも前年にくらべると約4.5%程度落札率下がっているが、これらについて何か考えられる理由はありますか。

事務局： 建設工事については、昨年度本庁舎建設関連の工事費が約35億円、落札率がおおよそ99.9%で、全体に占める割合が大きいので、その99.9%に全体の落札率が押し上げられたという形です。昨年度の落札率が高くて、今回の落札率が通常の落札率に戻ったということです。

建設コンサル業務についても、本庁舎建設工事監理業務の約3千6百万円や大館工業団地拡張に伴う調査・設計業務の約5千3百万円の委託費があり、その2件分の落札率が高かったため、こちらも全体の落札率を引き上げたと思われます。

委員B： 落札率が、通常時に戻ったということですね。はい分かりました。

委員長： 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

② 抽出事案について

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規程により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第6条の規程により、この抽出は「抽出委員」に委任し、予め選んでおります。要綱の運営要領第3第2項の規程により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。【資料3】27頁をご覧ください。

【建設工事】および【測量及び建設コンサルタント等業務】につきましては、一昨年度下半期から導入した電子入札により、「条件付き一般競争入札」の案件から抽出しております。

【物品調達】と【役務提供】につきましては、従来どおり公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

◎ 条件付き一般競争入札

① 建設工事 【大館工業団地敷地造成工事（土木工事）】

市長事務局が発注した34件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

② 測量及び建設コンサルタント等業務 【石田ローズガーデン建物等改修工事実施設計業務】

下半期に発注した2件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

◎ 公募型指名競争入札

① 物品調達 【水道課 小型貨物車（トラック）】

下半期に発注した普通契約17件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

② 役務提供 【林業成長産業化総合対策事業 岩瀬宇繋沢地区 市有林主伐・再造林業務】

下半期に発注した普通契約35件の中から、単年度契約で予定価格の最も高い案件を選んでおります。

◎ 随意契約

① 役務提供 【旧正札竹村高濃度PCB廃棄物処理業務】

市長事務局が発注した中から、単年度契約で予定価格の最も高い案件を選んでおります。以上でございます。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

(意見等なし)

委員長：引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の【資料3】により説明いたします。27頁をお開き願います。

■ 次ページ、28頁から30頁は、条件付き一般競争入札で発注しました「**大館工業団地敷地造成工事（土木工事）**」であります。大館工業団地の敷地の拡張と、既存道路の撤去を行う工事となります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において、「一般土木A級」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有していること、専任の監理技術者として「1級又2級土木施工管理技士」もしくは「1級又は2級建設機械施工技士」の配置ができることなどを条件としています。30頁をご覧ください。この入札には、7者が参加を申込んでおり、電子入札を実施した結果、1者が辞退、1者が最低制限価格を下回ったため失格、残り5者のうち、同額の最低入札者が2者であることから、抽選を行い、落札者1者を決定しております。落札率は89.5%となっております。

■ 次に、31頁をご覧ください。測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「**石田ローズガーデン建物等改修工事実施設計業務**」であります。旧石田邸のレストラン施設への改修等、寄贈を受けた石田ローズガーデンを、観光施設としての活用を図るため、改修工事の実施設計業務を委託するものであります。

入札参加資格としては、「設計共同体」による参加も可としており、市の業者登録名簿に「建築関係建設コンサルタント業務」のうち「建築一般」「建築積算」の両方に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有していること、監理技術者として「1級建築士」を配置できること、「2級以上の建築士を2名以上」有していることなどを参加条件としており、そのほか、設計共同体に対しては、結成形態や名称等について条件を設けております。

33頁をご覧ください。この入札には、単体で5者が参加を申込んでおり、電子入札を実施した結果、3者が最低制限価格を下回ったため失格、残り2者が同額の最低入札であったことから、抽選を行い、落札者1者を決定しております。落札率は73.0%となっております。

■ 続いて34頁の物品調達「**水道課 小型貨物車（トラック）**」についてです。水道業務に使用する車両、フルタイム4WD、6人乗りの小型貨物車1台を購入するものであります。

入札参加資格は、市の物品調達業者名簿に登録されていて「車両類」を取り扱い品目として登録している者、「市内に本社・本店又は支店・営業所等」を有していることなどです。

この条件で公募したところ、35頁のとおり4者が参加申込をし、同じく4者を指名し入札を執行しております。結果、落札者、落札額は記載のとおりであり、落札率は63.9%となっております。

■ 続いて、36頁の役務提供「**林業成長産業化総合対策事業 岩瀬字繁沢地区 市有材主伐・再造林業務**」であります。山林3.13haにおいて、市有材である樹齢55年のスギを切り出し、伐採後に植栽を行う業務であります。

入札参加資格として、市の登録名簿において役務提供の「森林造成」に登録していること、「市内に本社又は支店等の営業所」を有していること、業務管理責任者として、「チェーンソー作業従事者特別教育を受けた者」を配置できることなどを求めています。

38 頁をご覧ください。この条件で公募したところ、2 者が参加申込をし、同じく 2 者を指名し入札を執行しております。結果、落札者、落札額は記載のとおりであり、落札率は 99.5% となっております。

■ 最後に、39 頁の随意契約の案件です。役務提供案件から、まちづくり課が発注した「旧正札竹村高濃度 PCB 廃棄物処理業務」であります。この案件は、旧正札竹村の建物解体に伴い、建物の蛍光灯安定器に含まれる高濃度 PCB を適正に処理するものであり、処理施設が国の関係省令により特定されていること、期限内に処理するため事前登録が完了している等の理由から、特定処理施設である「中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 PCB 処理事業所」と随意契約したものであります。落札率は 99.9% となっております。

抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。活発なご意見をお願いいたします。

委員 B： 役務提供（森林造成）の抽出事案についてですが、入札調書を見ますと予定価格が非開示となっているが、何か非開示にした理由はありますか。

事務局： 入札後、ホームページで公表しておりますが、これは、公表様式をそのまま印刷しておりますので、非開示と記載されております。また、役務提供については、入札後も予定価格を公表しておりません。

委員 B： 役務提供は、予定価格を公表しないということですね。

事務局： 役務提供と物品調達については、予定価格を公表しておりません。予定価格を公表しているのは、工事が入札前で、建設コンサルタントについては入札後に公表しております。

委員 B： はい分かりました。

委員長： ほかに何かご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： 無ければ、抽出の事案についての審議を終了いたします。

③ 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い、指名停止等の運用状況について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、【資料4】により令和元年度下半期の指名停止等の運用状況についてご説明いたします。昨年度下半期においては、3社3件の指名停止措置を行っております。

(1) 初めに41頁に記載されている1番の指名停止についてです。

対象業者は株式会社日立製作所 東北支社です。技能実習生に対し、認定された技能実習計画に記載した作業と異なる作業をさせ、改善命令を受けたものであります。

本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、要綱の基準のとおり1か月の指名停止措置としたものです。なお、期間については、記載のとおりです。

(2) 次に2番の事案についてです。対象業者は丸山建設株式会社です。県内の民間工事において、板金工事業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令に定める、軽微な建設工事に該当しない板金工事を請け負い、県知事より指示処分を受けたものであります。

本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「建設業法違反」に該当するものとして、要綱の基準のとおり3か月の指名停止措置としたものです。なお、期間については、記載のとおりです。

(3) 続いて42頁3番の事案についてです。対象業者は株式会社クボタ 東北支社です。秋田県外の建設工事において、請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったとして、労働安全衛生法違反の罪よる罰金刑が確定したことが、建設業法違反に該当するものとして、指示処分を受けたものであります。

本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「建設業法違反」に該当するものとして、要綱の基準のとおり1か月の指名停止措置としたものです。なお、期間は記載のとおりであります。

以上が、令和元年度下半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

委員B： 3番の指名停止期間が1か月で、2番の丸山建設(株)が停止期間3か月で長くなっているが、違いは何ですか。

事務局： 2番の丸山建設(株)については、民間アパート2棟の金属系外壁張替え工事で請負額が

500万円を超え、板金工事業の許可が必要であったが、板金工事業の許可がないため、県の経営事項審査時に指摘を受けました。この案件は県内の建設業違反で知事から指示処分を受けた案件であることから、3カ月の指名停止期間となっています。

3番の案件については、県外での建設業違反の案件であることから1カ月の指名停止期間となっております。

(他に意見等なし)

④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」について説明を受けます。

事務局： 43頁【資料5】低入札価格調査制度の事案についてですが、一昨年度から、この制度の対象は、「総合評価落札方式」を採用した案件のみとされたところですが、下半期において該当となる案件はございません。

続きまして、「その他」の2件目です。44頁からは、「令和元年度 工事検査結果調書」を記載しております。昨年度1年間の工事検査に関する報告でございます。入札等により契約した130万円を超える工事の検査について取りまとめたものです。

45頁、46頁をご覧ください。昨年度の検査件数の合計は173件で、前年度に比べて40件の減少、契約金額では32億500万円で、16億4,300万円の大幅な減少となっております。

47頁をご覧ください。完工高を担当課別にみますと特に減っているのが水道課で、この減少は平成30年度で工業用水道第3配水池築造工事 約4億円が終了したためと思われる。また、下水道課の減少要因は、平成30年度に柄沢地区と板子石地区の下水道工事が集中して、9件発注されたことが理由とみられます。

詳細は一覧のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

「その他」についての説明は以上でございます。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には、「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」、とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。

委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

(特に意見等なし)

4. 閉会

委員長： 何かありませんか。

なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。

大変、ご苦労様でした。